

## ○総務省訓令第 号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後		改正前	
別紙1（第3条関係） 1 周波数の割当てが可能な無線局（基幹放送局を除く。）の通信事項及び用途の一覧表（括弧内は用途の補足を示す。）		別紙1（第3条関係） 1 周波数の割当てが可能な無線局（基幹放送局を除く。）の通信事項及び用途の一覧表（括弧内は用途の補足を示す。）	
無線局の通信事項	用途	無線局の通信事項	用途
[略]	[略]	[同左]	[同左]
一般業務用通信に関する事項 [GEN]	官公庁用 厚生事務用 食糧事務用 北海道開発事務用 測量作業用 公園管理用 放送試験用 貨客運送事業用 金融事業用 金融保険事業用	一般業務用通信に関する事項 [GEN]	官公庁用 厚生事務用 食糧事務用 北海道開発事務用 測量作業用 公園管理用 放送試験用 貨客運送事業用 金融事業用 金融保険事業用

	<p>農業協同組合用  農業共済組合事業用  森林組合用  医療・福祉用  社会福祉事業用  教育用  電波伝搬試験用  無線機器製造事業用  展示用  アルゴスシステムデ  ータ伝送用  学術研究用  鉄道技術研究用  開発実験用  放送実験用  航空機各部の多点計  測用  電波の利用の効率性  に関する試験用  電波の利用の需要に  関する調査用  各種業務用  社会・奉仕活動用</p>		<p>農業協同組合用  農業共済組合事業用  森林組合用  医療・福祉用  社会福祉事業用  教育用  電波伝搬試験用  無線機器製造事業用  展示用  アルゴスシステムデ  ータ伝送用  学術研究用  鉄道技術研究用  開発実験用  放送実験用  航空機各部の多点計  測用  電波の利用の効率性  に関する試験用  電波の利用の需要に  関する調査用  各種業務用  社会・奉仕活動用</p>
--	--	--	--

	競馬事業用 構内無線業務用 無線呼出業務用 海事用 小型船舶通信用 造船事業用 炭坑用 <u>携帯無線通信等抑止</u> <u>用</u>		競馬事業用 構内無線業務用 無線呼出業務用 海事用 小型船舶通信用 造船事業用 炭坑用 <u>[新規]</u>
簡易な事項 [CRA]	簡易無線用	簡易な事項 [CRA]	簡易無線用
[2・3 略]		[2・3 同左]	

電波法関係審査基準 別表2 (第3条関係)

無線局の目的、免許の主体及び開設の理由並びに通信事項

改正後			改正前		
別表2 (第3条関係) 無線局の目的、免許の主体及び開設の理由並びに通信事項			別表2 (第3条関係) 無線局の目的、免許の主体及び開設の理由並びに通信事項		
無線局の目的	免許の主体及び開設の理由	通信事項	無線局の目的	免許の主体及び開設の理由	通信事項
[略]	[1~75 略]	[略]	[同左]	[1~75 同左]	[同左]
公共業務用	76 山岳における遭難事故の未然防止及び捜索救助の活動に直接関係のある業務を行う者が、その業務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。	山岳遭難防止及び救助に関する事項	公共業務用	76 山岳における遭難事故の未然防止及び捜索救助の活動に直接関係のある業務を行う者が、その業務の遂行上必要な通信を行うために開設するものであること。	山岳遭難防止及び救助に関する事項
	76-2 <u>国又は地方公共団体若しくは委託を受けた団体が国家試験事務等を遂行するため、試験会場内等における静穏の保持等一定の公共の利益のために行われることを目的として、携帯無線通信等を抑止するために開設するものであること。</u>	<u>携帯無線通信等の抑止に関する事項</u>			
放送事業用	77 基幹放送事業者等が、放送局の演奏所から他の送信所への放	放送番組の中継に關す	放送事業用	77 基幹放送事業者等が、放送局の演奏所から他の送信所への放送番	放送番組の中継に

	送番組の伝送に必要な通信を行うために開設するものであること。	る事項		組の伝送に必要な通信を行うために開設するものであること。	関する事項
[略]	[78～82 略]	[略]	[同左]	[78～82 同左]	[同左]
実験試験用	83 無線機器製造事業者が、無線機器の調査又は電波伝搬の実地試験に必要な通信を行うために開設するものであること。	実験、試験又は調査に関する事項（アルゴシステムデータ伝送に関する事項、教育に関する事項を除く。）	[同左]	83 無線機器製造事業者が、無線機器の調査又は電波伝搬の実地試験に必要な通信を行うために開設するものであること。 <u>ただし、携帯無線通信を行う陸上移動局・PHS（以下「携帯電話等」という。）の通信の抑止機能を有する無線設備を用いて実地試験を行うもののうち、無線機器製造事業者がその施設内において当該実地試験を行うために開設するもの以外のものについては、次の条件を満たすものであること。</u> <u>(1) 通信の抑止効果の及ぶ範囲が一定の空間に限られ、当該空間（コンサートホール、劇場及び演芸場。以下「コンサートホール等」という。）が不特定多数について開かれていないこと。</u> <u>(2) 携帯電話等の通信を抑止するこ</u>	[同左]

				<p><u>とにより、コンサートホール等の入場者の入場目的の保護が図られる必要がある、かつ、興行の円滑な遂行が確保されるものであること。</u></p> <p><u>(3) コンサートホール等において、携帯電話等の利用者から通信の抑止に係る許諾が確保されるものであること。</u></p>	
	84 基幹放送事業者等及び無線機器製造事業者以外の者が、電波伝搬の実地試験に必要な通信を行うために開設するものであること。			84 基幹放送事業者等及び無線機器製造事業者以外の者が、電波伝搬の実地試験に必要な通信を行うために開設するものであること。 <u>ただし、携帯電話等の通信の抑止機能を有する無線設備を用いて実地試験を行うもののうち、携帯電話等の無線局の免許人の施設内において当該施設の管理者等又は携帯電話等の無線局の免許人が開設するものであって、83(1)から(3)までの条件を満たすものであること。</u>	
[略]	[85～93 略]	[略]	[同左]	[85～93 同左]	[同左]
一般業務用	[94～144 略]	[略]	[同左]	[94～144 同左]	[同左]
	145 事業者等が、その事業又は業	一般業務用			

	務に必要な通信を行うために開設するものであること。	通信に関する事項		[145 同左]	[同左]
	<u>145-2 施設管理者等が、当該施設等における静穏の保持等一定の公共の利益のために行われることを目的として携帯無線通信等を抑止するために開設するものであること。</u>	<u>携帯無線通信等の抑止に関する事項</u>			
基幹放送用	146 放送の公正かつ能率的な普及、その他公共の福祉の増進に寄与することを目的として基幹放送局を開設するものであること。		[同左]	[146 同左]	
[注 略]			[注 同左]		

電波法関係審査基準 別紙1 (第4条関係)無線局の局種別審査基準

改正案	現 行
<p>別紙1 (第4条関係) 無線局の局種別審査基準 〔第1・2 略〕</p> <p>第3 陸上移動業務の局</p> <p>1 無線設備の設置場所は、次に掲げる条件に適合するものであること。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) 自然災害等により無線設備に破損、障害等が発生したことにより、通信の円滑な実施を確保できない場合又は訓練を行う場合は、当該通信を確保するために携帯無線通信を行う基地局若しくは陸上移動中継局又はPHS若しくは広帯域移動無線アクセスシステムの基地局若しくは陸上移動中継局の無線設備を<u>錨泊、係留、自動船位保持装置の作動その他の一定の位置に留まる措置をとった船舶、係留気球(風速25mに耐えることができるものに限る。)</u>及び航空法(昭和27年法律第231号)第2条第22項に規定する無人航空機(自動で一定の位置及び高度を維持する機能を有し、飛行範囲を制限する係留装置を有しているものあって、風速10mに耐えることができるものに限る。)に設置し開設することができる。この場合において、気象条件等に応じた十分な安全対策が施された上で、できる限り自然災害等に対し</p>	<p>別紙1 (第4条関係) 無線局の局種別審査基準 〔第1・2 同左〕</p> <p>第3 陸上移動業務の局</p> <p>1 無線設備の設置場所は、次に掲げる条件に適合するものであること。</p> <p>(1)～(11) [同左]</p> <p>(12) 自然災害等により無線設備に破損、障害等が発生したことにより、通信の円滑な実施を確保できない場合又は訓練を行う場合は、当該通信を確保するために携帯無線通信を行う基地局若しくは陸上移動中継局又はPHS若しくは広帯域移動無線アクセスシステムの基地局若しくは陸上移動中継局の無線設備を<u>錨泊した船舶又は係留気球(風速25mに耐えることができるものに限る。)</u>に設置することができる。この場合において、気象条件等に応じた十分な安全対策が施された上で、できる限り自然災害等に対し安全な場所に開設するものであること。</p>



安全な場所に開設するものであること。

- (13) 前項の規定は、携帯無線通信又はPHS若しくは広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局（中継を行うものに限る。）の開設に準用する。この場合において、前項中「基地局若しくは陸上移動中継局」とあるのは「陸上移動局（中継を行うものに限る。）」と読み替えるものとする。

2～16 [略]

第4～第21 [略]

第22 特別業務の局

1 基本的事項

- (1) 無線局根本基準第7条の2を適用し、次のことについて適合するものであること。

ア その局を開設する目的は、免許人の事業又は業務の遂行のために使用するものであること。

イ 通信の相手方は、その局が発射する周波数の電波が受信できる受信設備であること。

ウ 通信事項は、その局を使用する事業又は業務の遂行上必要であって、当該事業又は業務の全部若しくは一部であること。

- (2) 周波数は、別表1に掲げる範囲内のものであること。

- (3) 無線局の目的は、公共業務用又は一般業務用であること。

- (13) [新設]

2～16 [同左]

第4～第21 [同左]

第22 特別業務の局

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

## 2 路側通信を行う局

路側通信（道路を走行中の車両の運転者に対し、即時性のある道路交通情報を局地的に提供するための通信をいう。以下同じ。）を行う局の審査は、次の基準及び無線局の目的別審査基準（別紙2）により行う。

(1) [略]

(2) [略]

ア・イ [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

ア～ウ [略]

エ [略]

(ア)・(イ) [略]

オ～キ [略]

ク [略]

(ア)～(エ) [略]

ケ・コ [略]

(6) [略]

ア～エ [略]

オ [略]

(ア)～(エ) [略]

(7) [略]

[新設]

路側通信（道路を走行中の車両の運転者に対し、即時性のある道路交通情報を局地的に提供するための通信をいう。以下同じ。）を行う局の審査は、次の基準により行う。

1 [同左]

2 [同左]

(1)・(2) [同左]

3 [同左]

4 [同左]

5 [同左]

(1)～(3) [同左]

(4) [同左]

ア・イ [同左]

(5)～(7) [同左]

(8) [同左]

ア～エ [同左]

(9)・(10) [同左]

6 [同左]

(1)～(4) [同左]

(5) [同左]

ア～エ [同左]

7 [同左]

ア [略]

(ア)～(エ) [略]

イ 連絡線が無線である場合は、アの(イ)によるほか相互の回線接続機能が適正であり、混信等による妨害を受けないものであること。

(8) [略]

ア～エ [略]

(9) [略]

ア～エ [略]

(10) [略]

3 その他の特別業務の局

その他の特別業務の局については、別に定めのあるものを除き、無線局の目的別審査基準（別紙2）により行う。

(1) [同左]

ア～エ [同左]

(2) 連絡線が無線である場合は、(1)のイによるほか相互の回線接続機能が適正であり、混信等による妨害を受けないものであること。

8 [同左]

(1)～(4) [同左]

9 [同左]

(1)～(4) [同左]

10 [同左]

[新設]

電波法関係審査基準 別紙2第2（陸上関係）条関係無線局の局種別審査基準

改正案	現 行
<p>電波法関係審査基準 別紙2第2（陸上関係）4（その他）</p> <p><u>(18) 携帯無線通信等を抑止する無線局</u></p> <p>ア <u>用語の意義</u></p> <p><u>この(18)において使用する用語の意義は、次のとおりとする。</u></p> <p>(ア) <u>「携帯無線通信等抑止局」とは、無線局根本基準第7条の3に規定する無線局をいう。</u></p> <p>(イ) <u>「抑止エリア」とは、携帯無線通信等抑止局から送信される電波が、携帯無線通信、広帯域無線アクセスシステム及びPHS（以下「携帯無線通信等」という。）の基地局又は陸上移動中継局から発射する電波を抑止するエリアをいう。</u></p> <p>イ <u>免許主体</u></p> <p><u>携帯無線通信等抑止局を設置する施設の管理者又は所有者（それらの者から委託を受けている者を含む。以下「管理者等」という。）であること。</u></p> <p>ウ <u>無線局の単位</u></p> <p><u>送信装置が異なる二以上の空中線に接続されているときは、空中線の位置ごとにそれぞれ一の無線局とする。ただし、同一構内に空中線が設置されている場合は、この限りでない。</u></p>	<p>[新規]</p>

エ 通信の相手方

通信の相手方は、本無線局の発射する周波数の電波が受信可能な受信設備とする。

オ 無線設備の設置場所等

(ア) 無線設備の設置場所については、開空間（電波を遮へいするものがない空間をいう。）に携帯無線通信等抑止局を設置する場合は、通話抑止を必要とする抑止エリア外における携帯無線通信等の通信を妨げないこと。

(イ) 無線設備は免許人又は免許人から委託を受けている者以外のものが、みだりに出入りできない場所に設置されていること。

(ウ) 空中線は、構内に設置されており、構外に電波が漏れないよう、必要な措置が講じられていること。

カ 周波数等の指定

周波数等の指定は、別表1の範囲内のものであること。なお、周波数の指定にあたっては、「この周波数の使用については、携帯無線通信等の無線局以外の無線局の運用に支障を与えないこと。」旨の附款を付す。

ク 識別信号の指定識別信号の指定は、審査基準別表3「識別信号の指定基準」に基づき行うこと。

ケ 無線局の目的、開設の理由及び通信事項

(ア) 携帯無線通信等抑止局の目的及び通信事項は、審査基準別

表2「無線局の目的、免許の主体及び開設の理由並びに通信事項」に基づき行うこと。

(イ) 携帯無線通信等抑止局の開設の理由については、以下の内容が含まれていること。

A 携帯無線通信等抑止局の設置により、公共の福祉の維持のための効果が得られ、また、効果の実現のための代替手段がないことが示されていること。

B 携帯無線通信等抑止局の設置場所となる施設の管理者等及び利用者の両者の観点から、通話抑止の必要性について示されていること。

C 携帯無線通信等の無線局以外の他の電子機器に影響がないことが示されていること。

コ 携帯無線通信等の無線局との調整

(ア) 抑止エリアについては、必要最小限の範囲内であること。

(イ) 同一周波数を利用する携帯無線通信等の無線局を運用している者と、抑止エリアの範囲について事前に同意が得られており、かつ、同意の内容が確認できる資料が添付されていること。

(ウ) 抑止エリアは、携帯無線通信等の受信電力より25デシベル以上の範囲内であること。

(エ) 抑止エリア外における携帯無線通信等の通話を妨げない

よう、必要な措置が講じられていること。

サ その他

法第104条の2第1項の規定に基づき、予備免許及び免許の  
際は次の全ての条件を付すこと。

(ア) この無線局の運用については、携帯無線通信等の利用がで  
きない旨の表示等により十分周知を行うこと。

(イ) 災害等が発生した場合は直ちに運用を停止し、携帯無線通  
信等による通信を確保すること。

(ウ) この無線局の運用については、目的に照らして必要最小限  
とすること。

附 則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。

